

I 組織の概要

1 人事委員会の設置、構成及び運営

(1) 設置根拠

ア 法：地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項。都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は、条例で人事委員会を置くものとされている。

イ 条例：神奈川県人事委員会設置条例（昭和26年神奈川県条例第37号）。本県の人事委員会は、昭和26年6月12日、この条例により設置された。

(2) 使命

地方公共団体における人事行政の専門性・特殊性の観点から、専門的・中立的機関として権限を行使し、より適正な人事が行われるようにすることが人事委員会の使命である。一方、任命権者は人事権（職員の任免、分限、懲戒等）を職員へ直接行使している。

(3) 構成等

人事委員会は、3人の委員で組織された合議制機関（法第9条の2第1項）。 (令和6年4月1日時点)

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	小池 治	令和3年7月26日	4年（1期目）	横浜国立大学名誉教授（委員長就任：令和3年7月28日）
委員	岩田 恒子	平成27年7月19日	4年（3期目）	弁護士
委員	浜辺 浩章	平成30年7月10日	4年（2期目）	元県労働委員会事務局長

(4) 委員

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者の中から、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任（法第9条の2第2項）。

(5) 任期

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）。

(6) 委員長

人事委員会を代表する委員長の選任は、委員の合議で行われるが、選挙、指名推薦、いずれの方法でも差支えないとされている。実際には、委員3人が相談、委員2人が他の1人に就任を依頼、本人が承諾して選任（法第10条）。

(7) 職務代理

委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する（法第10条）。

(8) 開催・議決

人事委員会は、原則、委員3人が出席しなければ開くことができない（法第11条第1項）が、会議を開かなければ「公務運営」「職員の福祉」「利益の保護」のいずれかに著しい支障が生ずると認められる十分な理由があれば、2人の委員でも開催できる（同第2項）とされ、議事は出席委員の過半数で決する（同第3項）。

※ただし、委員2人の出席で議事を決する場合、会議開催の特例を適用し、出席委員全員の意思の一致で議事を決する。

(9) 権限

人事委員会の権限は、法第8条で人事行政全般にわたり規定されているほか、個別にも規定され、各権限は性格により3つ（ア～ウ）に分類できる。

ア 行政権限

- ① 競争試験または選考の実施（法第8条第1項第6号）
- ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長への勧告（同第5号）
- ③ 給与、勤務時間その他の勤務条件、その他職員に関する制度についての研究及びその成果の地方公共団体の議会及び長への提出（同第2号）
- ④ 職員に関する条例の制定・改廃に関する意見の申出（同第3号）
- ⑤ 職員団体の登録（法第53条）
- ⑥ 労働基準監督機関としての職権行使（法第58条第5項） 等

イ 準司法的権限

- ① 勤務条件に係る措置要求の審査（法第8条第1項第9号）
- ② 不利益処分の審査請求の審査（同第10号） 等

ウ 準立法的権限

- ① 人事委員会規則の制定（法第8条第5項）等